

## 学術論文表彰に関する規程

- 第1条 優れた論文を表彰するに際し、「学術論文優秀賞」および「学術論文奨励賞」を設ける。
- 第2条 本賞は、母子保健の発展に寄与する学術研究の推進のために授与される。  
「学術論文優秀賞」は最も秀でた先駆的な学術論文であり、母子保健の発展に貢献が大である論文に対して授与される。  
「学術論文奨励賞」は将来に発展の可能性のある先見性に富む学術論文に対して授与される。  
但し、「学術論文奨励賞」の場合、原則として、筆頭著者は若手研究者とする。
- 第3条 「学術論文優秀賞」および「学術論文奨励賞」は、毎年、本学会の機関誌「母性衛生」の前年の巻、第1号、第2号、第4号に掲載された原著論文の中から原則として2編以内を選考する。  
但し該当論文の無い場合はこの限りではない。
- 第4条 本賞は、賞状ならびに副賞よりなる。
- 第5条 本賞は、公益社団法人日本母性衛生学会総会において、理事長より授与されるものとする。
- 第6条 受賞の対象となるものは、本学会の会員で研究の発展、実践や本学会への貢献が期待されるものとする。  
2 受賞の対象論文は、別掲の推薦書（書式Ⅰ）により締め切り日までに、本学会の理事、代議員、機関誌の論文査読者が推薦し、選考は、別に定める学術論文表彰選考委員会で行う。  
なお、推薦された論文については、学会より筆頭著者に通知し、本人および共著者全員の推薦承諾書（書式Ⅱ）の提出を求める。  
提出された書類は返却しない。  
3 学術論文表彰選考委員会の委員長は、理事長とし、委員は学術担当者と編集担当役員とする。  
4 選考は、受賞の対象論文が掲載された期間に委嘱されている委員により実施するものとする。但し、委員が解嘱し選考辞退を申し出た場合は、それを承諾するものとする。  
5 委員会は選考の結果を理事会に報告し、理事会が受賞論文を決定する。
- 第7条 本賞の関する事務局は、公益社団法人日本母性衛生学会事務局とする。
- 第8条 この規程を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。

平成26年2月13日一部改正  
令和元年5月12日一部改正  
令和8年1月24日一部改正